

「かけがえのない農地と担い手を守り、活かす『新・大阪農業リフレッシュ運動』」推進計画（イメージ図）

～「大阪型農地利用の最適化」に向けて～



《実施期間：令和元年度～3年度》



農業会議（助言・協力・支援・共催）

※運動の目標に即した農業委員会への支援・協力・助言

「かけがえのない農地と担い手を守り、活かす 『新・大阪農業リフレッシュ運動』」推進計画 －「大阪型農地利用の最適化」に向けて－

令和元年6月19日
大阪府農業会議

I 趣 旨

改正農業委員会法の施行から4年目を迎え、農業委員会組織は「農地利用の最適化の推進（担い手への農地の利用集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）」について具体的な成果をあげることを強く求められている。

本府においては、都市農業振興基本法を踏まえた「大阪型農地利用の最適化」の推進を図るため、関係機関・団体の協力を得ながら、地域の農地利用についての合意形成を進めることとしている。

市街化区域にあつては、改正生産緑地制度や税制上の措置について地域の農業者への周知徹底を図り、都市農地の保全・有効利用の取り組みを進めることが課題となっている。

また、市街化調整区域においては、農地利用の集積・集約化に向けた地道な話し合いと農業生産基盤の整備等が課題となっている。

こうしたなか、大阪府農業委員会組織としては、関係機関・団体とともに、農地の保全と有効利用を図る活動を通じて、食料生産をはじめ防災や良好な景観の形成、環境保全、農作業体験・交流の場の提供など都市農業・農地の多様な機能を発揮させる取り組みを強化しなくてはならない。

以上のことを踏まえ、大阪府農業委員会系統組織では、これまで取り組んできた組織運動を継承発展させ、大阪府農政の推進に呼応しつつ、全国運動（「第7次・農委組織活動改革プログラム」）を受けて「かけがえのない農地と担い手を守り、活かす『新・大阪農業リフレッシュ運動』」（以下、「新・大阪農業リフレッシュ運動」という）を推進する。

II 運動の項目

- 1 活動計画の策定
- 2 「土地と人」の現状把握
- 3-1 地域の話し合いへの参画（集落座談会等）
- 3-2 地域の農業者への制度周知
（改正生産緑地法、都市農地の貸借の円滑化に関する法律）
- 4 話し合いの結果を踏まえた情報共有と活動の実践
- 5 活動の点検評価（次期計画の見直し）

Ⅲ 運動の主体

この運動は、大阪府内の実情に鑑み、府内市町村農業委員会、大阪府農業会議が一体となって進める。その際、関係機関・団体との連携に努める。

Ⅳ 運動の期間

運動の期間は、令和元年度から3年度までの3カ年間とする。なお、農業委員会組織をめぐる情勢の変化を踏まえて適宜、推進計画の見直しを行う。

Ⅴ 運動の内容

1 活動計画の策定

(1) 農水省通知に基づく活動計画の策定

「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省農地政策課長通知）に基づき、農業委員会ごとに当該年度の活動計画を策定する。その際、活動目標と具体的な取り組み手法、実施時期、役割分担などに留意する。

(2) 「農地利用最適化指針」の策定

改正農業委員会法第7条に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、新体制への移行が全委員会で完了したことを踏まえ、未策定委員会においては速やかに策定する。

(3) 農業委員・推進委員の活動記録の推進

農業委員及び推進委員は、日々の活動記録を記帳整理し事務局へ提出することを励行する。その際、全国農業図書の「農業委員会活動記録セット」を活用する。

2 「土地と人」の現況把握

(1) 農地パトロール（利用状況調査）を通じた地域の農地利用の総点検

各市町村農業委員会で独自に要領等を定めるなど、毎年一定の時期（毎年8月頃）に「農地パトロール月間」を設定し、管内の全ての農地について利用状況調査を行う。

とりわけ、農地法第3・4・5条許可案件、相続税納税猶予特例農地、生産緑地、遊休農地等を重点対象とし、パンフレット、農地転用許可済標識、ステッカー等を活用して地域の農地利用の総

点検に取り組む。

(2) 農業者の意向把握

農業者の意向把握は地域での話し合い活動の前提となる重要な取り組みであるので、アンケートや戸別訪問などを通じて管内農業者の今後の農地利用や経営意向を把握し、その結果を農地台帳に反映させる。

(3) 農地情報の適切な管理

平成26年施行の改正農地法で定められた農地情報及び農地地図のインターネット公表を円滑に実施できるよう、農地情報公開システムの利用促進に向けた取り組みを進める。

3-1 地域の話し合いへの参画（集落座談会等）

(1) 「農空間保全委員会」への参画

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づく「農空間保全委員会」に積極的に参画し、関係機関・団体と協力して地域における農地利用の促進に向けた取り組みを行う。

(2) 10年先など地域農業の将来を見据えた話し合いへの参画

① 「人・農地プラン」等の地域の話し合いの場の情報共有
農業委員会事務局は、市町村部局から「人・農地プラン」等の地域の話し合いの情報を収集し、農業委員及び推進委員に伝達する。

② 大阪府農と緑の総合事務所、市町村、JA、土地改良区等が主催する様々な話し合いへの参画
農業委員会事務局は、関係機関・団体が行う事業実施関連の話し合いについて情報を収集し、話し合いの場に農業委員と推進委員が参画できるよう関係先と協議する。

◇ 農業委員・推進委員は地域における農地利用についての話し合いを円滑に進めるため、集落座談会等を企画したり、積極的に関与し、「地域の世話役」としてリーダー的な役割を担う。

(3) 集落における農地利用の合意形成促進

地区担当制に基づき、農業委員及び推進委員が主体となって、担当集落での話し合い活動を積極的に行い、その経過と結果について活動記録カードに記載する。こうしたことを積み重ねて、「人

・農地プラン」への位置付けをはじめとして、遊休農地解消策の検討や、農地利用調整活動に役立てる。

3-2 地域の農業者への制度周知（改正生産緑地法、都市農地の貸借の円滑化に関する法律）

（1）都市農地保全に向けた法制度、税制改正の情報提供活動

改正生産緑地法及び「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」等について、農業会議とともに研修会を開催するなど、地域の農業者に対して周知徹底を図る。その際、JA及び市町村農政・都市計画担当部局と連携した取り組みを進める。

（2）JAと連携した「特定生産緑地」の指定促進

「特定生産緑地」の指定は、生産緑地所有者等の同意が前提となっていることから、JAグループと連携して情報提供活動を強化し、意向確認と指定意向のある所有者に対して早期の手続きを働きかける。

4 話し合いの結果を踏まえた情報共有と活動の実践

（1）都市農地を守り、活かす取り組み

①農地中間管理機構と連携した遊休農地に関する措置の実施

ア) 利用意向調査結果を踏まえた農地中間管理機構への通知発出の徹底

利用意向調査で農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があった場合は、農地中間管理機構へその旨を通知する。

イ) 農地中間管理機構と協議すべきことを勧告

前年に実施した利用意向調査で表明された遊休農地所有者の意思がそのとおり実施されていない場合は、6カ月を待たずに現地確認を行い、意思表示のとおりに実施するよう指導する。

また、意思表示がなかった場合についても、6カ月を待たずに対象者の戸別訪問などで意思を確認し、可能な限り農地中間管理機構への貸付を誘導する。

②農地保全・利用に関する啓発活動の実施

様々な情報提供手法を用いて「農地は荒らさずに耕すもの」という気運の醸成に努め、農地法に責務規定として明記された「農地の権利を有する者は、農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」ことの周知徹底を図る。

③実際の話し合いに基づく「人・農地プラン」の作成・見直し等

における農地中間管理機構との連携強化

地域の農地利用や担い手のあり方の将来像の実現に向けて、中心的な担い手へ農地を計画的に利用集積するため、農地中間管理機構（大阪府みどり公社）との連携を強化する。

④農家意向を踏まえた農地利用調整活動の推進

地域（集落）の話し合い活動もしくは個別に農家から農業委員会に対し農地のあっせん等の意向を踏まえた農地利用調整活動を行う。

⑤都市農地保全のための農地転用許可制度等の適正な実施

近年、農業委員会の転用事案等において不適切な案件が発生していることから、改めて農業委員会活動の原点に立ち返り公平・公明・公正な農業委員会業務の執行に努める。

（２）担い手の確保・育成対策

①農業者からの経営相談と経営改善支援

J A、農業会議等と連携し、販売対策、税務、雇用等といった経営課題に応じた研修会を実施するなど、地域の農業者の経営改善支援に取り組む。

②新規参入への支援

市町村部局やJ A等、関係機関・団体と連携し、就農希望者からの相談対応を行うとともに、地域において新規就農者の受入体制づくりに努める。

③農業者の社会保障

農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承のため農業者年金制度の周知と加入推進に取り組む。

（３）地域住民の農業理解促進

①都市農業・農地の果たす機能についての府民理解の促進

市民農園、体験農園、防災協力農地登録制度、福祉目的の農園（いきがい農園、リハビリ農園）などを通じて大阪農業のPRに努め、都市における高温地域の発生（ヒートアイランド）現象の緩和など、都市農業・農地の果たす多様な機能についての府民理解を促進する。

②食農教育等の推進

コメを中心とした「日本型食生活」を地域で普及促進するために、教育委員会、幼稚園や保育園、小中学校等の関係者と連携した食

育や食農教育の取り組みを進める。

(4) 政策提案・意見の提出

① 農地利用最適化推進施策に関する意見の提出

改正農業委員会法第38条を踏まえ、地域での話し合い等において把握した地域の農業者の声を積み上げて、市町村長等へ意見を提出する。その際、都市農業振興基本法に基づく地方計画策定や改正生産緑地法を踏まえた面積要件緩和条例の制定、生産緑地制度の新規導入が行われるよう要請する。

(5) 情報提供活動の強化

① 「全国農業新聞」「全国農業図書」の活用

組織紙である「全国農業新聞」と「全国農業図書」を活用した情報提供活動を強化する。とくに全国農業新聞については、委員皆購読を徹底し、その上で年来の全国農業委員会会長大会等の決議事項である「委員1人2部以上の新規申し込みの確保と委員数対比5倍以上の部数達成」の実現に努める。

② 農業委員会活動の対外的な情報発信

地域農業の活性化に向けた農業委員会活動の充実を図り、対外的なPR・情報発信を強化することで、活動が「目に見えにくい」等の外部からの批判を打ち消し、社会的評価を高める。

5 活動の点検評価（次期活動計画の見直し）

(1) 農業委員会活動の点検・評価・公表

農業委員会活動は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）を基本に、計画（目標）に対する達成状況を点検・公表を行い、改善点は共通認識として次年度の活動計画に反映させる。とりわけ、農地利用の最適化推進に向けた取り組みは毎年継続して行うものであるため、農業委員及び推進委員の活動記録のとりまとめ結果を踏まえた上で、PDCAサイクルで蓄積した改善点などを積み上げて、効果的な取り組み手法を確立する。

(2) 総会等における農地法等の審議結果の公表

農業委員会の総会等における農地法等の公正・公平、透明性をもった審議と議事録の作成・縦覧を進めるとともに、ホームページ等による公表を行う。